

## 令和2年度 第1回 液化石油ガス規格委員会 議事録

I. 日時：令和2年11月30日(月) 13:30~17:00

II. 場所：機械振興会館 研修1(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8)

※web 会議システムによる参加あり

### III. 出席者(敬称略、順不同)

委員長：小川

委員(現地)：佐藤、澤、佐々木、富田(衣川委員代理)、榎本、中村、松原、三宮、河村、夏目、酒井(加藤委員代理)

委員(web)：青木、間宮、永沢(途中退席)、塚口

事務局(KHK)：佐野(尊)、飯沼、喜多、佐野(利)、林、小川、五味田、小谷

### IV. 配布資料

- 資料1 令和2年度 第1回 液化石油ガス規格委員会 委員及び関係者名簿
- 資料2 液化石油ガス器具等関係基準及びバルク関係基準の改正及び確認について
- 資料3 液化石油ガス屋内用低圧ゴム管基準(KHKS 0708)の改正について
- 資料4 液化石油ガス屋内用低圧ゴム管基準(KHKS 0708) 新旧対照表
- 資料5 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース基準(KHKS 0709)の改正について
- 資料6 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース基準(KHKS 0709) 新旧対照表
- 資料7 液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース基準(KHKS 0721)の改正について
- 資料8 液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース基準(KHKS 0721) 新旧対照表
- 資料9 液化石油ガス用ガス漏れ警報器基準(KHKS 0747)の改正について
- 資料10 液化石油ガス用ガス漏れ警報器基準(KHKS 0747) 新旧対照表
- 資料11 液化石油ガス用不完全燃焼警報器基準(KHKS 0748)の改正について
- 資料12 液化石油ガス用不完全燃焼警報器基準(KHKS 0748) 新旧対照表
- 資料13 バルク貯槽用ガス漏れ検知器基準(KHKS0750)の改正について
- 資料14 バルク貯槽用ガス漏れ検知器基準(KHKS0750) 新旧対照表
- 資料15 液化石油ガス検知器基準(KHKS0749)
- 資料16 バルク貯槽の告示検査等に関する基準(KHKS 0745) の改正について
- 資料17 バルク貯槽の告示検査等に関する基準(KHKS 0745) 改正案比較詳細一覧
- 資料18 バルク貯槽の告示検査等に関する基準(KHKS 0745) 新旧対照表
- 資料19 附属機器等の告示検査に関する基準(KHKS 0746) の改正について
- 資料20 附属機器等の告示検査に関する基準(KHKS 0746) 改正案比較詳細一覧
- 資料21 附属機器等の告示検査に関する基準(KHKS 0746) 新旧対照表
- 資料22 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準(KHKS 0841) の改正について
- 資料23 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準(KHKS 0841) 改正案比較詳細一覧
- 資料24 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準(KHKS 0841) 新旧対照表
- 資料25 前回の液化石油ガス器具等関係基準の改正について(報告)
- 資料26 液化石油ガス分野技術基準整備計画(2021~2025年度)案

- 参考資料1 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について(抜粋)  
参考資料2 液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース基準(KHKS 0721)規定範囲(概要)  
参考資料3 バルク告示検査方法 技術基準案について  
参考資料4 液化石油ガス法施行規則関係基準分科会及び解釈専門分科会 委員名簿  
参考資料5 バルク関係基準分科会及び解釈専門分科会 委員名簿  
参考資料6 液化石油ガス器具等関係基準分科会及び解釈専門分科会 委員名簿  
参考資料7 LP ガス設備設置基準等分科会及び解釈専門分科会 委員名簿

## V. 議事

### 1. 事務局挨拶

開催に先立ち、事務局より挨拶があった。

### 2. 委員紹介、委員長の互選等

令和2年9月の委員就任に伴い事務局から委員紹介が行われ、規格委員会規程第2条第4項に基づき、互選により小川委員が委員長に就任したこと、及び小川委員長の指名により副委員長に澤委員が就任したことを報告した。また、液化石油ガス規格委員会に設置された各分科会・解釈専門分科会の主査についても同様に委員長の指名により就任したことを報告した。

### 3. 定足数の報告

出席委員は代理含め16名であり、規格委員会規程第14条第1項で定める委員会の定足数を満たしていることを報告した。

### 4. 委員長挨拶

議事の審議に先立ち、委員長より挨拶があった。

### 5. 液化石油ガス屋内用低圧ゴム管基準(KHKS 0708)の改正について

事務局より資料2を用いて「議事(2)高圧ガス保安協会技術基準の改正及び確認について」の全体的な説明を行った。その後、資料3及び資料4を用いて、液化石油ガス屋内用低圧ゴム管基準(KHKS 0708)の改正について説明を行った後、規格委員会規程第20条及び第23条に基づき、書面投票の実施、書面投票期間を15日間とすること、パブリックコメントの実施期間を1か月とすることについて採決を行ったところ、出席委員(16名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

### 6. 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース基準(KHKS 0709)の改正について

事務局より資料5、資料6及び参考資料1を用いて、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース基準(KHKS 0709)の改正について説明を行い、以下の意見交換が行われた。

- 「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」は法令か通達か。  
→通達である。

以上の意見交換の後、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース基準(KHKS 0709)の改正について、規格委員会規程第20条及び第23条に基づき、書面投票の実施、書面投票期間を15日間とすること、パブリックコメントの実施期間を1か月とすることについて採決を行ったところ、出席委員(16名)の過半数の賛成

(満場一致)により可決された。

#### 7. 液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース基準(KHKS 0721)の改正について

事務局より資料 7、資料 8 及び参考資料 2 を用いて、液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース基準(KHKS 0721)の改正について説明を行った後、規格委員会規程第 20 条及び第 23 条に基づき、書面投票の実施、書面投票期間を 15 日間とすること、パブリックコメントの実施期間を 1 か月とすることについて採決を行ったところ、出席委員(16 名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

#### 8. 液化石油ガス用ガス漏れ警報器基準(KHKS 0747)の改正について

事務局より資料 9、資料 10 及び参考資料 1 を用いて、液化石油ガス用ガス漏れ警報器基準(KHKS 0747)の改正について説明を行った後、規格委員会規程第 20 条及び第 23 条に基づき、書面投票の実施、書面投票期間を 15 日間とすること、パブリックコメントの実施期間を 1 か月とすることについて採決を行ったところ、出席委員(16 名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

#### 9. 液化石油ガス用不完全燃焼警報器基準(KHKS 0748)の改正について

事務局より資料 11 及び資料 12 を用いて、液化石油ガス用不完全燃焼警報器基準(KHKS 0748)の改正について説明を行い、以下の意見交換が行われた。

- 資料11の資料名中に「不完全警報器」との記載があるが、資料本文中の表記「不完全燃焼警報器」が正しいのではないかと。

→ご指摘のとおりである。書面投票時は該当箇所を修正した資料とする。

以上の意見交換の後、液化石油ガス用不完全燃焼警報器基準(KHKS 0748)の改正について、規格委員会規程第 20 条及び第 23 条に基づき、書面投票の実施、書面投票期間を 15 日間とすること、パブリックコメントの実施期間を 1 か月とすることについて採決を行ったところ、出席委員(16 名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

#### 10. バルク貯槽用ガス漏れ検知器基準(KHKS0750)の改正について

事務局より資料 13 及び資料 14 を用いて、バルク貯槽用ガス漏れ検知器基準(KHKS0750)の改正について説明を行い、以下の意見交換が行われた。

- 資料 13 及び資料 14 の資料名や資料 13 の本文中で「液化石油ガス用バルク用検知器基準」との記載があるが、資料 14 の本文中では「バルク貯槽用ガス漏れ検知器基準」となっており、どちらが正しいのか。

→資料 14 本文中の「バルク貯槽用ガス漏れ検知器基準」の記載が正しい。書面投票時は該当箇所を修正した資料とする。

以上の意見交換の後、バルク貯槽用ガス漏れ検知器基準(KHKS0750)の改正について、規格委員会規程第 20 条及び第 23 条に基づき、書面投票の実施、書面投票期間を 15 日間とすること、パブリックコメントの実施期間を 1 か月とすることについて採決を行ったところ、出席委員(16 名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

## 11. 液化石油ガス検知器基準(KHKS0749)の確認について

事務局より、資料 15 の「液化石油ガス検知器基準(KHKS0749)」は、液化石油ガス器具等関係基準分科会の審議の結果、改正すべき事項はなく、最新の技術的知見に基づいているものであるとの承認を得られたことが報告された。その後、他に改正内容があるかどうか意見募集を行ったが特段の意見はなかったため、本基準についての採決を挙手とすることについて採決を行ったところ、出席委員(16名)の過半数の賛成(満場一致)により可決されたため採決は挙手で行うこととなった。続いて本基準を改正不要とすることについて挙手による採決を行ったところ、出席委員(16名)の過半数の賛成(満場一致)により可決されたため、本基準は改正不要となった。

## 12. バルク貯槽の告示検査等に関する基準(KHKS 0745)の改正について

事務局より資料 16、資料 17、資料 18 及び参考資料 3 を用いて、バルク貯槽の告示検査等に関する基準(KHKS 0745)の改正について説明を行い、以下の意見交換が行われた。

- 基準の対象を製造の日から起算して 40 年以内のバルク貯槽としているが、40 年以降を対象とする基準はあるのか。  
→本基準の改正は、令和元年度及び令和二年度における経済産業省の委託事業において、現在の告示検査基準の品質を低下させることなく、合理化する技術基準案の方向性が示されたことに伴うものである。委員会にて議論がなされた技術基準案に対し、経済産業省の中で検討が行われた結果、対象を製造の日から 40 年以内のバルク貯槽においてはコンセンサスを得られたため、本基準についても製造後 40 年以内のバルク貯槽に限定した。現在では、製造後 25 年程度のものが最長であるため、即座に対応しなければならないとのことではない。今後、製造の日から 40 年以降のバルク貯槽についての方針が示された後、改めて規格委員会場で検討が行われることとなる。
- 資料 18 p.14 の合格基準及び p.16 のフローチャートから、現行の基準では、「割れ」があれば不合格となっているが、改正案では、「割れ」によっても不合格にならないように見られる。  
→改正案では、磁粉探傷試験を行い、確認された磁粉模様により、割れによる磁粉模様か、線状、円形状の磁粉模様かどうかを判断し、磁粉模様をグラインダーで削除を行い、基準に適合すれば合格としている。
- 「表面に割れ、線状又は円形状の磁粉模様がないこと。ただし(以下略)」とあり、「割れ」と「磁粉模様」が日本語としてつながらないように思うため、文言を変更したほうがよいのではないかと。  
→(その後、修正案についていくつか議論が交わされ、最終的に「表面に割れによる磁粉模様、線状又は円形状の磁粉模様がないこと。ただし(以下略)」に変更することとなった。)

以上の意見交換の後、上記変更を含むバルク貯槽の告示検査等に関する基準(KHKS 0745)の改正について、規格委員会規程第 20 条及び第 23 条に基づき、書面投票の実施、書面投票期間を 15 日間とすること、パブリックコメントの実施期間を 1 か月とすることについて採決を行ったところ、出席委員(15名)※の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

※「12. バルク貯槽の告示検査等に関する基準(KHKS 0745)の改正について」の議論の途中、出席委員のうち 1 名(永沢委員)が途中退席したため、委員 15 名で採決を実施した。「13. 附属機器等の告示検査に関する基準(KHKS 0746)の改正について」以降も同様に 15 名で採決を実施している。

### 13. 附属機器等の告示検査に関する基準(KHKS 0746)の改正について

事務局より資料 19、資料 20 及び資料 21 を用いて、附属機器等の告示検査に関する基準(KHKS 0746)の改正について説明を行った。また、「12. バルク貯槽の告示検査等に関する基準(KHKS 0745)の改正について」と同様の該当箇所があることから、該当箇所を同様に変更する旨も説明を行った。その後、附属機器等の告示検査に関する基準(KHKS 0746)の改正について、規格委員会規程第 20 条及び第 23 条に基づき、書面投票の実施、書面投票期間を 15 日間とすること、パブリックコメントの実施期間を 1 か月とすることについて採決を行ったところ、出席委員(15 名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

### 14. バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準(KHKS 0841)の改正について

事務局より資料 22、資料 23 及び資料 24 を用いて、バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準(KHKS 0841)の改正について説明を行い、以下の意見交換が行われた。

- 資料 24 p.24「撤去工事、仮設工事及び再設置工事 f)」の改正案について、「再設置に係り変更した設備に応じて必要である供給開始時点検・調査の事項を実施する。」とあるが、この記載では必要な事項かどうか基準使用者が判断する必要があるように読める。業界に詳しくないため現実的に使用する方が現状の文面で判断が不要のように読めるかどうか不明だが、基準使用者が判断する必要があるように読める可能性があるのであれば、文面を変更する必要があるのではないかと。
- (その後、修正案についていくつか議論が交わされ、最終的に「液石法施行規則第 29 条表中第 1 号に掲げる供給開始時点検・調査のうち、再設置に係り変更した設備に対応した点検・調査の事項を実施する。」に変更することとなった。)

以上の意見交換の後、バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準(KHKS 0841)の改正について、規格委員会規程第 20 条及び第 23 条に基づき、書面投票の実施、書面投票期間を 15 日間とすること、パブリックコメントの実施期間を 1 か月とすることについて採決を行ったところ、出席委員(15 名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

### 15. 前回の液化石油ガス器具等関係基準の改正について(報告)

事務局より資料 25 を用いて、前回の液化石油ガス器具等関係基準の改正について報告が行われた。

### 16. 液化石油ガス分野技術基準整備計画(2021～2025 年度)案

事務局より資料 26 を用いて、液化石油ガス分野技術基準整備計画(2021～2025 年度)案についての説明を行った後、本案についての採決を挙手で行うことについて採決を行ったところ、出席委員(15 名)の過半数の賛成(満場一致)により可決されたため採決は挙手で行うこととなった。続いて本資料に基づき挙手による採決を行ったところ、出席委員(15 名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

### 17. その他

本日の審議の結果、修正が必要となった箇所及び技術的内容の変更を伴わない字句修正については、事務局において修正を行うこととし、委員長の確認を得て進めることとされた。

また、議事録については後日メールにて確認いただくこととした。

以上